

## 別添 4

### ○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三章の二の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

別添 4

改正後	改正前
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇二十八の二の四 略〕</p> <p>二十八の三 設備規則第四十八条第一項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダー（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないもの及び次号に掲げるものを除く。）</p> <p><del>二十八の四 設備規則第四十八条第一項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダーであつて、施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するもの（船舶安全法第二条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないものを除く。）</del></p> <p>二十九 設備規則第四十八条第三項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダーであつて、その空中線電力が五キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）</p> <p><del>二十九の二 設備規則第四十八条第三項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダーであつて、その空中線電力が二〇〇ミリワット以下のもの（施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。）</del></p> <p>〔三十〇七十五 略〕</p> <p>七十六 <del>設備規則第四十五条</del>の三の六においてその無線設備の条件が定められているVHFデュータ交換装置であつて、船舶局に使用するもの</p> <p>七十七 <del>設備規則第四十五条</del>の三の七においてその無線設備の条件が定められているデジタル船上述信設備</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇二十八の二の四 同上〕</p> <p>二十八の三 設備規則第四十八条第二項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダー（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないもの）を除く。）</p> <p>〔新設〕</p> <p>二十九 設備規則第四十八条第三項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダーであつて、その空中線電力が五キロワット未満のもの</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔三十〇七十五 同上〕</p> <p>七十六 <del>無線設備四十五条</del>の三の六においてその無線設備の条件が定められているVHFデュータ交換装置であつて、船舶局に使用するもの</p> <p>七十七 <del>無線設備四十五条</del>の三の七においてその無線設備の条件が定められているデジタル船上述信設備</p> <p>〔2 同上〕</p>
<p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>〔1・2 略〕</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこ</p>	<p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>〔1・2 同上〕</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>〔同上〕</p> <p>ア 〔同上〕</p>

別添 4

れと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

装置		送信装置		四 特定無線設備の種別			
一	二 試験項目	三 測定機器等	略	略	略	略	略
周波数	周波数計又はスペクトル分析器	略	○	○	○	○	略
占有周波数帯幅	疑似音声発生器又は疑似信号発生器 バンドメーター又はスペクトル分析器	略	○	○	○	○	略
スプリアス放射 又は不要放射の 強度	低周波発信器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	略	○	○	○	○	略
空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	略	○	○	○	○	略
比吸収率	比吸収率測定装置	略					略
周波数偏移又は 周波数偏位又は 変調度	低周波発振器 直線検波器又は変調度計	略					略

装置		送信装置		四 特定無線設備の種別			
一	二 試験項目	三 測定機器等	略	略	略	略	略
周波数	周波数計又はスペクトル分析器	同上	同上	同上	同上	同上	同上
占有周波数帯幅	疑似音声発生器又は疑似信号発生器 バンドメーター又はスペクトル分析器	同上	○	○	○	○	同上
スプリアス放射 又は不要放射の 強度	低周波発信器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	同上	○	○	○	○	同上
空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	同上	○	○	○	○	同上
比吸収率	比吸収率測定装置	同上					同上
周波数偏移又は 周波数偏位又は 変調度	低周波発振器 直線検波器又は変調度計	同上					同上

別添 4

受 装 置	変調衝撃係数	低周波発振器 オシロスコープ	〔略〕				〔略〕
	プレエンファシ ス特性	低周波発振器 直線横波器	〔略〕				〔略〕
	搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器	〔略〕				〔略〕
	総合周波数特性	低周波発振器 電力計	〔略〕				〔略〕
	総合歪及び雑音	低周波発振器 直線横波器 歪率雑音計	〔略〕				〔略〕
	送信立ち上がり 時間及び送信立 ち下がり時間	オシロスコープ又は スペクトル分析器	〔略〕				〔略〕
	送信時間	低周波発振器 オシロスコープ	〔略〕				〔略〕
	隣接チャネル漏 えい電力又は帯 域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又 はスペクトル分析器	〔略〕				〔略〕
	搬送波を送信し ていないときの 電力	低周波発振器 電力測定用受信機又 はスペクトル分析器	〔略〕				〔略〕
	送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	〔略〕				〔略〕
	副次的に発する 電波等の限度	電界強度測定器又は スペクトル分析器	〔略〕				〔略〕
感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑 音計	〔略〕				〔略〕	
通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	〔略〕				〔略〕	
減衰量	標準信号発生器 周波数計	〔略〕				〔略〕	

受 装 置	変調衝撃係数	低周波発振器 オシロスコープ	〔同上〕				〔同上〕
	プレエンファシ ス特性	低周波発振器 直線横波器	〔同上〕				〔同上〕
	搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器	〔同上〕				〔同上〕
	総合周波数特性	低周波発振器 電力計	〔同上〕				〔同上〕
	総合歪及び雑音	低周波発振器 直線横波器 歪率雑音計	〔同上〕				〔同上〕
	送信立ち上がり 時間及び送信立 ち下がり時間	オシロスコープ又は スペクトル分析器	〔同上〕				〔同上〕
	送信時間	低周波発振器 オシロスコープ	〔同上〕				〔同上〕
	隣接チャネル漏 えい電力又は帯 域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又 はスペクトル分析器	〔同上〕				〔同上〕
	搬送波を送信し ていないときの 電力	低周波発振器 電力測定用受信機又 はスペクトル分析器	〔同上〕				〔同上〕
	送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	〔同上〕				〔同上〕
	副次的に発する 電波等の限度	電界強度測定器又は スペクトル分析器	〔同上〕				〔同上〕
感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑 音計	〔同上〕				〔同上〕	
通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	〔同上〕				〔同上〕	
減衰量	標準信号発生器 周波数計	〔同上〕				〔同上〕	

別添 4

	レベル計					
スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	[略]				[略]
隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	[略]				[略]
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	[略]				[略]
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音	[略]				[略]
局部発振器の周波数変動	周波数計	[略]				[略]
ダイエンフアシス特性	低周波発振器 直線検波器	[略]				[略]
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	[略]				[略]

[注1～23 略]

[イ・ウ 略]

[11・13 略]

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号 **R** 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

[様式 略]

[注1～3 略]

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
[略]	[略]
第2条第1項第28号の3に掲げる無線設備	VY

	レベル計					
スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	[同上]				[同上]
隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	[同上]				[同上]
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	[同上]				[同上]
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音	[同上]				[同上]
局部発振器の周波数変動	周波数計	[同上]				[同上]
ダイエンフアシス特性	低周波発振器 直線検波器	[同上]				[同上]
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	[同上]				[同上]

[注1～23 同上]

[イ・ウ 同上]

[11・13 同上]

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

[同左]

[様式 同左]

[注1～3 同左]

4 [同左]

特定無線設備の種別	記号
[同左]	[同左]
第2条第1項第28号の3に掲げる無線設備	VY

# 別添 4

第2条第1項第28号の4に掲げる無線設備	R T	第2条第1項第29号に掲げる無線設備	U Z
第2条第1項第29号に掲げる無線設備	U Z	第2条第1項第29号の2に掲げる無線設備	S T
[略]	[略]	[同左]	[同左]
[注5 略]		[注5 同左]	
備考 表中「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。			